



耕作証明願の手続きが変わります

令和8年11月2日（月）より、耕作証明願の受付の際には、「耕作証明願受付票 兼 農地台帳の写し交付申請書」にて受付します。

また、受付方法の変更に伴い、**本人確認および第三者の耕作証明願には、委任状が必要**となります。

特に、共同防除組合の耕作証明願には、組合員全員の委任状が必要となりますのでご注意願います。

※委任者が多い場合は、確認に時間を要するため、当日中に発行できない事もあります。

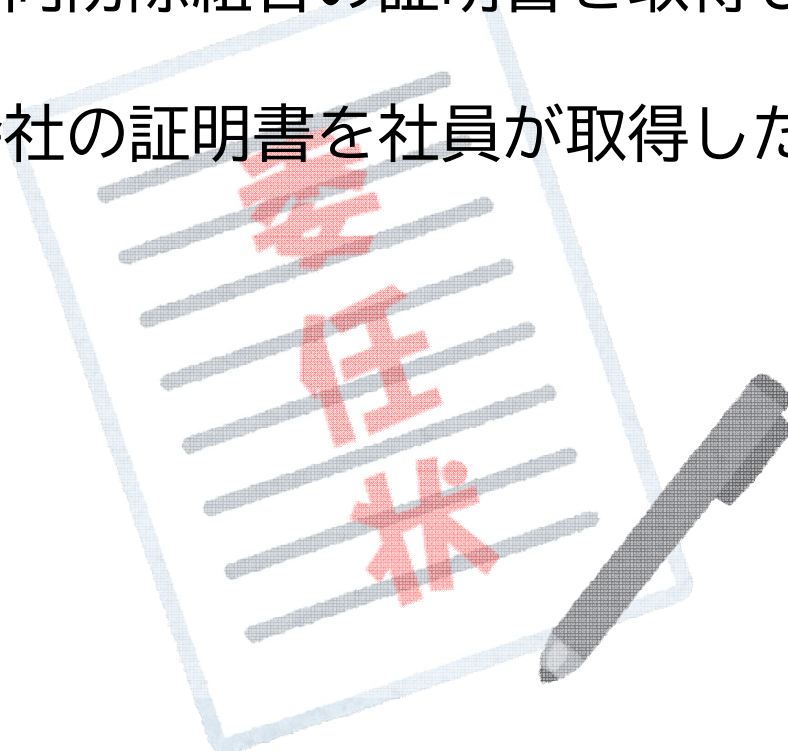
○本人確認に必要なもの

免許証、マイナンバーカード、パスポート、
運転経歴証明書（一定の要件を満たすものに限る）

※一定の要件…平成24年4月1以降に発行されたもので、住所等が最新のもの

○委任状が必要な例

- ・ 近所の農業者から、代理で証明書の取得を依頼されたとき
- ・ 親と住所の違う子が、親の証明書を取得したいとき
- ・ 農作業を委託した土地所有者の証明書を取得したいとき
- ・ 共同防除組合の証明書を取得したいとき
- ・ 会社の証明書を社員が取得したいとき



【お問い合わせ】
弘前市農業委員会事務局
農地調整係
（電話）0172-40-7104
（窓口番号）A-302